◎追加提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
四〇九二	岩国飛行場	岩国市	国有	建物：約一二、〇〇〇平方メートル 工作物：舗床等 補給品倉庫等として追加提供する。

○東北地方整備局告示第百六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年七月二日

東北地方整備局長　小池　剛

一　施行者の名称　宮城県

二　都市計画事業の種類及び名称　石巻広域都市計画下水道事業北上川下流流域下水道

三　事業施行期間　自平成二十六年七月二日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　宮城県東松島市大曲字堰北、浜市字中谷地並びに野蒜字宇津並びに同県石巻市蛇田字新〆切及び字新上沼、鹿又字嘉右衛門及び字曽波神前並びに広淵字窪田地内

使用の部分　宮城県東松島市野蒜字宇津、浜市字中谷地、字白萩、字新廻樋、字城内及び字新田、牛網字下江戸原、字下四十八、字中四十八、字新下四十八、字新上村松及び字新中浮足、矢本字赤松、字五反田、字笠松、字一本杉、字野中、字上新沼、字大林、字関の内、字作田浦、字大溜及び字下浦、小松字下浮足、大曲字堰北及び字堰南並びに赤井字川南、字南新町、字川前四番、字川前三番、字川前二番、字川前一、字川前二、字南栄町、字七反谷地、字有明、字南一、字南二、字一本杉、字北田、字北沖及び字東並びに同県石巻市広淵字窪田、須江字山崎前、字沢尻、字大谷地、字大剥及び字皮剥、蛇田字新沼田、字新埣寺、字上中埣、字新丸井戸、字新上浦、字小斉、字境塚、字菰継、字北久林、字新浜江場、字南久林、字北経塚、字福村北、字東道下、字新沼向前、字新沼向前北、字〆切、字新〆切、字新刈場、字上沼、字新上沼、字新下浦、字新下沼及び字閘門、境谷地、あけぼの一丁目、あけぼの二丁目、丸井戸三丁目、向陽町一丁目、向陽町三丁目、向陽町四丁目、向陽町五丁目、わかば二丁目、わかば三丁目、恵み野六丁目、新境町一丁目、中里三丁目、中里四丁目、中里六丁目、南中里三丁目、駅前北通り四丁目、穀町、清水町一丁目、山下町一丁目、山下町二丁目並びに双葉町地内並びに同県東松島市野蒜字宇津並びに大曲字堰北並びに同県石巻市蛇田字新上沼地先

○東北地方整備局告示第百七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年七月二日

東北地方整備局長　小池　剛

一　施行者の名称　宮城県

二　都市計画事業の種類及び名称　石巻広域都市計画下水道事業北上川下流東部流域下水道

三　事業施行期間　自平成二十六年七月二日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　宮城県石巻市小船越字遠藤、大森字舛堤、北境字山崎、美園三丁目、大瓜字新田及び字新堀、沢田字志の畑及び字沢田、流留字七勺並びに魚町三丁目並びに同県牡鹿郡女川町浦宿浜字浦宿地内

使用の部分　宮城県石巻市小船越字十五丁谷地、字六枚走、字沢田山、字山畑、字下猪子、字江向、字三反走、字崎山、字内田及び字木ノ下、大森字中樋土手外、字舛堤、字高田、字新堤、字大待井下、字内田、字大土、字田待井及び字持揚、東福田字宮の上、字小谷池、字江向、字沼田、字関口、字小枝、字竹ノ花及び字下内手、北境字屋木沢、字四枚下、字構堀、字舘、字下待井、字山崎及び字トヤケ森、南境字台、字金沢前、字沼下、字新待井、字鶴巻、字新小堤及び字外谷、大瓜字鐘、字大塚後、字上大塚前、字下大塚前、字山崎、字箕輪、字夷木、字上台、字上宿、字休石、字新藤木、字早稲田、字新田、字新堀及び字井内、井内字一番、字二番、字井内及び字井内山、湊字藤の巻、字葛和田山、字不動沢、字御所裏及び字須賀松、沢田字志の畑、字前山、字行兼山、字折立入山、字折立、字折立入、字日影山、字上の台及び字沢田、流留字宰ノ神、字町、字新田、字五性橋、字二番囲、字浜田中樋、字七勺及び字赤坂前、渡波字浜曽根の壱及び字浜曽根、美園三丁目、新栄一丁目、不動町一丁目、不動町二丁目、八幡町一丁目、八幡町二丁目、湊町一丁目、湊町二丁目、川口町一丁目、川口町二丁目、川口町三丁目、浜松町、後生橋、渡波町一丁目、魚町一丁目、魚町二丁目並びに魚町三丁目並びに同県牡鹿郡女川町女川浜字大原及び字女川、鷲神浜字荒立、字堀切山、字大道及び字丸山、浦宿浜字十二神、字小屋ノ口、字原、字浜田、字浦宿、字中崎、字三郎浜、字寄木、字供養、字天王、字安住及び字篠浜山、黄金町並びに寿町地内

国会事項

衆議院

辞令

（記録部長）衆議院参事　柏　尚志

議事部長参事岡田憲治海外出張不在中同部長事務代理を命ずる（六月二十九日）

衆議院調査局長　山本　直和

（庶務部副部長）衆議院参事　遠藤　淳一

（国際部長）同　岩藤　俊幸

（総務委員会専門員）衆議院常任委員会専門員　阿部　進

（財務金融委員会専門員）同　北村　治則

（文部科学委員会専門員兼科学技術・イノベーション推進特別調査室長）同　久留　正敏

（厚生労働調査室首席調査員）衆議院調査局調査員　田中　久

（農林水産委員会専門員）衆議院常任委員会専門員　栗田　郁美

（国土交通委員会専門員兼東日本大震災復興特別調査室長）同　宮部　光

（環境委員会専門員兼原子力問題調査特別調査室長）同　仲川　勝裕

（第一特別調査室長）衆議院調査局調査員　本多　満

願により本職を免ずる（各通）

（警務部警務課長）衆議院参事　及川　眞守

（管理部副部長）同　南　昌樹

（管理部業務課長）同　村本　弘

国会職員法第十五条の三の規定による期限の到来により平成二十六年六月三十日限り退職（各通）

（以上六月三十日）

参議院

参議院事務局事務分掌規程の一部を改正する規程

参議院事務局事務分掌規程の一部を改正する規程は、六月三十日次のとおり決定された。

参議院事務局事務分掌規程の一部を改正する規程

参議院事務局事務分掌規程（昭和五十四年七月十九日事務総長決定）の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「（部課）」に改め、同条中「一室」を削り、第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。

第二条の二を削る。

第三十五条第十二号中「他部課室」を「他部課」に改め、同号を同条第十三号とし、同条第十一号の次に次の一号を加える。

十二　情報システム（情報通信システム及び情報処理システムをいう。以下同じ。）の整備及び管理並びに安全の確保に関すること。

第三十六条の見出し中「課」を「課室」に改め、同条中「六課」の下に「一室」を加え、次の一号を加える。

七　情報システム安全管理室

第三十七条第十六号中「部内他課」を「部内他課室」に改める。

第四十二条の次に、次の一条を加える。

（情報システム安全管理室）

第四十二条の二　情報システム安全管理室においては、次の事務をつかさどる。

一　情報化統括業務に関すること。

二　情報システムの企画に関すること。